

## すみだ健康ハウスの指定管理者の指定の期間の変更について

### 1 指定の期間の変更理由について

今年7月に実施した施設全体の詳細調査（以下「施設詳細調査」という。）の結果、2階クアハウス及び浴室を中心に大規模な修繕が必要であり、これに要する期間が、設計を含めて最短でも1年間必要と判明した。その結果、来年3月までの指定期間満了前に施設を再開することが極めて困難な状況であることが判明した。

したがって、当該指定期間満了前に指定管理を行うべき主たる業務を再開できる見込みが立たないため、指定管理者選定委員会における審議を経て、指定管理者の指定の期間の変更が必要であると判断した。

### 2 施設詳細調査の結果について（調査結果の概要については、別紙のとおり）

施設を再開するために必要な工期及び費用は、以下のとおりである。

#### （1）工期

12か月（設計4か月、工事8か月）

#### （2）費用

##### ア 改修設計費

約6百万円

##### イ 工事費

浴室・クアハウス改修（カーテンウォールの改修を含む。）

約1億1千万円

現状と同様の仕様により改修を行った場合の費用である。

長期修繕計画を踏まえた部位改修（上記に加えて必要となる工事費）

約1億4千万円

### 3 施設の今後について

すみだ健康ハウスは、平成30年3月31日まで休館とし、区報等を通じて区民に周知する。

今後、施設詳細調査の結果や余熱利用施設としての高温水供給が得られていない現状、これまでの施設の利用状況やコスト等を総合的に勘案し、施設のあり方を検討し、区議会に報告する。